

通帳制自由金利型定期預金（M型）規定[複利型]

1.（預金の支払時期）

この預金は、第3条に基づき解約されない限り、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、自動解約入金方式を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（利息）

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあります、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- E 4年以上5年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- D 3年以上4年未満 約定利率×30%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- E 4年以上5年未満 約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- F 5年以上6年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- G 6年以上7年未満 約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- H 7年以上8年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- I 8年以上9年未満 約定利率×80%（小数点第4位以下は切捨てます。）
- J 9年以上10年未満 約定利率×90%（小数点第4位以下は切捨てます。）

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

この預金の預入金額が300万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が300万円未満となり、満期日前に、再度、解約または一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。

預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の規定を適用します。

300万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記第3項の から の利率算定式における約定利率を通帳記載の300万円未満とします。

上記第4項により300万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により300万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載の約定利率を、300万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載の300万円未満利率を適用します。

4.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

（2020年4月1日現在）